○国土交通省告示第六百九十二号

小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第五条第一項の規定に基づき、小笠原諸島振興開発基本方針を定めたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成二十六年六月十九日　　国土交通大臣　太田　昭宏

小笠原諸島振興開発基本方針（平成26年５月28日国土交通大臣決定）

Ⅰ　序　文

昭和43年６月に我が国に復帰した小笠原諸島については、昭和44年度の復興計画以来、数次にわたる計画が策定され、本土から遠く隔絶した外海に位置し、住民が戦後すぐには帰島できなかったこと等、地理的、自然的、社会的、歴史的特殊事情による不利性及び課題を克服するための諸施策が積極的に講じられてきた。これらの施策は、国の特別な措置及び関係地方公共団体や小笠原諸島の住民の不断の努力により着実に実施され、相応の成果を上げてきたところである。

しかしながら、交通アクセスの整備のほか、保健・福祉・医療の充実や、公共施設の老朽化、帰島の促進等といった課題が依然として存在し、経済面・生活面での本土との諸格差が未だに残されている。加えて、東日本大震災発生時に島内に実際の被害が発生したことも踏まえ、今後、南海トラフ地震等の大規模災害に対しての備えが喫緊の課題となっている。

今後は、引き続き定住環境の整備を図るとともに、産業の育成・活性化による雇用の安定的確保や、生活の安定、利便性の向上等に向けた取組を、自然環境との調和・共生を図りながら、持続可能な地域の形成に配慮しつつ、進める必要がある。

このような背景を踏まえ、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号。以下「法」という。）が改正され、法の目的に定住の促進を追加したことに加え、その実現に向け、産業の振興に係る自主的な取組を各種特例措置で支援する産業振興促進計画認定制度を創設する等、小笠原諸島の地域の特性に応じた産業の振興・雇用の拡大､住民の利便性向上を図ることとしたところである。

本基本方針は、法第５条に基づき、国が考える小笠原諸島振興開発の意義及び方向を示すとともに、東京都が振興開発計画の策定を行うに当たっての指針となるべき基本的事項について定めたものである。

小笠原村においては、本基本方針の趣旨を十分踏まえて、住民の意見を反映させるための必要な措置を講ずることにより、住民、関係団体等多様な主体の参画の下で振興開発計画の案を作成することが期待される。また、東京都においては、本基本方針に基づき、小笠原村が作成する振興開発計画の案の内容をできる限り反映させつつ、法の趣旨を踏まえた小笠原諸島の振興開発施策を具体的に記載するものとして振興開発計画を策定することが期待される。

Ⅱ　小笠原諸島の振興開発の意義及び方向

１　小笠原諸島の特殊事情とその役割

小笠原諸島は、我が国の離島の中でも際だった地理的、自然的、社会的及び歴史的特殊事情を抱えるとともに、これらの特殊事情に由来する我が国にとって重要な役割を担っている。

⑴　地理的特殊事情とその役割

小笠原諸島は、東京から南に約1,000㎞離れた太平洋上に位置する父島列島及び母島列島を中心に、我が国最南端の沖ノ鳥島及び最東端の南鳥島を含めて30余の島々で構成されている。また、我が国の排他的経済水域の約３割を確保している地域であり、水産資源や鉱物資源等の開発可能性を秘めた、太平洋における経済的要衝となっている。最近では西之島において火山活動により陸地が新たに形成され、今後も安定して存在した場合には我が国の領海及び排他的経済水域が拡大する可能性もある。

また、小笠原諸島周辺海域は、19世紀の欧米の捕鯨船の活動以来、現在も豊かな漁場として他県船が数多く操業しているほか、国籍を問わず付近を航行する船舶も多い。そのため、台風の発生時や、船内で急病人が発生した場合に、これらの船舶が同諸島に避難、寄港することもある等、同諸島は太平洋における海上交通の要衝として、世界的にも重要な地域である。

しかし一方で、小笠原諸島には現在でも航空路が整備されていないため、人口集積地からの時間的距離としては、世界的に見ても極めて隔絶した外海離島である。同諸島への交通手段は、片道約26時間の行程を要する約１週間に１便の定期船「おがさわら丸」に限定されており、これが、住民及び観光客の輸送はもとより、生鮮食料品を始め住民の生活必需品の運搬を担っている。

⑵　自然的特殊事情とその役割

小笠原諸島は、亜熱帯地域に属しているため、冬でも温暖な気候であるが、周辺海域は発達中の台風が通過する台風常襲地域となっている。また、同諸島には本土には生息していない病害虫が生息し、島内の農作物の一部が本土への持ち込みを禁止される等、同諸島は植物防疫面での制約を受けている。

一方、小笠原諸島は、島の成立以来、一度も大陸と陸続きになったことのない海洋島であるため、同諸島の野生動植物は独自の進化を遂げ、特異な島しょ生態系を形成し、また、絶滅危惧種が数多く生息・生育するとともに、特異な地質・地形を有する等、世界的にも貴重でかけがえのない自然の宝庫となっている。

このため、昭和47年に同諸島の約６割、父島・母島・聟島各列島の約８割に及ぶ区域が国立公園に指定され、平成21年の公園計画の見直しが行われた後、平成23年には世界遺産条約に基づく世界遺産一覧表に我が国４番目の世界自然遺産として記載され、国立公園の陸域とほぼ同等の区域及び周辺の海域の一部が世界自然遺産区域となった。

⑶　歴史的・社会的特殊事情とその役割

昭和19年の段階で小笠原諸島には、ハワイ等からの入植者を含む約７千７百人の住民が生活していたが、同年強制疎開により、軍属を除く約７千人の住民が本土に引き揚げることとなった。終戦後、米軍の直接統治下、残された軍属も本土に送還され、住民は一時同諸島に不在となった。昭和21年10月、欧米系住民の帰島は認められたものの、日本人住民の帰島は認められず、23年間の空白を経て昭和43年６月の日本復帰後、ようやく日本人住民の帰島が認められるところとなったが、同諸島には、このような歴史を経て、第二次世界大戦の状況を現在に伝える貴重な遺跡が多く存在している。

また、太平洋の島々との交流等によりもたらされた文化と日本の文化が融合し、南洋踊り、小笠原の民謡（ともに東京都無形民俗文化財）等の独特の文化が存在している。

２　振興開発の意義

小笠原諸島は、上記１で示したように、我が国南東方面の要衝であり、排他的経済水域の確保等に重要な役割を果たしている地域である。この地域で一般住民が暮らし、実際に諸活動を営んでいることは、同諸島を我が国の領土として国内外に周知するとともに、密入国・密輸を防止すること等にも寄与するものであり、我が国の安全の確保や排他的経済水域等の保全、同諸島周辺海域の航海と漁業従事者の安全、自然環境の保全・再生や文化の継承等の役割を果たしていく上で重要である。

しかしながら、本土との間の交通アクセスの改善の必要性があるほか、医療や福祉等の生活環境面で大きな格差があること、また、雇用の場が十分にないこと等から高校卒業生の多くが島を離れていること等が同諸島での定住を促進する上で大きな課題となっている。

このため、小笠原諸島の振興開発により、その自立的発展、住民の生活の安定及び福祉の向上並びに定住の促進を図ることが重要となっている。

３　振興開発施策の方向

今後の振興開発に当たっては、情報発信に努め、その知名度を向上させるとともに、生活環境の改善、地域の特性に応じた産業の振興・雇用の拡大等の施策の展開により、定住の促進を図ることが必要である。その際、新たに創設された産業振興促進計画認定制度を積極的に活用して、地域が主体的に産業の振興に取り組んでいくことが重要である。併せて、施設の老朽化対策等を含めた社会資本等の整備及び維持管理を引き続き行っていくことも重要である。